

指定管理者を指定

平成24年3月市議会定例会での審議、議決を経て、次のとおり施設などを管理・運営する指定管理者を指定しました。

◆公募により指名した施設

▼施設名 田原市セントファール駐車場
▼指定管理者 株式会社あつまるタウン田原
▼指定期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日(5年間)
▼担当課 街づくり推進課 (☎23局3535)

▼財政課

☎23局3591 FAX23局0180

家族介護用品 購入補助券を交付

施設入所中以外の、要介護1以上の方を在宅で介護している家族の方などを対象に、介護に必要な消耗品を購入できる補助券を交付しています。

▼対象 田原市に住所があり、要介護1以上の方を在宅で介護している方など(ただし、要介護1・2の場合、次のすべてを満たす方①医師の診断により失禁が認められる方②申請時、市町村民税非課税世帯の方)
▼交付日時 月～金曜日(祝日を除く)

く) 午前8時30分～午後5時

▼交付場所 〔田原地域の方〕福祉課(市役所北庁舎1階) 〔赤羽根地域の方〕

赤羽根市民センター 〔渥美地域の方〕渥美支所

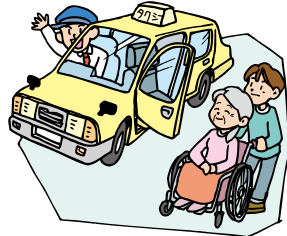
▼手続きに必要なもの 有効期限内の介護保険証、印鑑(認印で可)

▼高齢福祉課

☎23局4654 FAX23局3545

福祉タクシー券・ 福祉回数券を交付

該当する方に引換券を郵送しました。タクシー券・回数券の交付を希望する方は署名のうえ、引換券に記載された窓口へお越しください。



▼該当者 ①～④のいずれかに該当する方①昭和18年4月1日以前に生まれた方②1・2級の下肢・体幹・

視覚障害者、1級の内部障害者③A判定の知的障害者④1・2級の精神障害者

※詳しくは引換券をご覧ください。

▼高齢福祉課

☎23局4654 FAX23局3545

下水道接続にご協力を!

下水道を使える区域が次のとおり拡大しました。今回、新たに使えるようになった方や、すでに使える区域でまだ接続をされていない方は、快適な生活環境の実現のため、接続にご協力ください。

また、接続工事は市指定の排水設備指定工事店が行いますので、直接工事店へ申し込んでください。

▼拡大区域 豊島地区の一部(公共下水道)、保美・中山地区の一部(公共下水道)
▼供用開始日 3月31日(土)
▼その他 対象世帯には通知または回覧でお知らせしていますが、不明な点がありましたらお問い合わせください。

▼下水道課

☎23局3525 FAX22局3184

▼下水道課(渥美支所内)

☎33局1113 FAX32局2506



国民年金保険料は 前納がお得です



国民年金保険料を納付書で納める場合、4月～翌年3月分の保険料をまとめて払うと割引になる「前納制度」があります。1年分の保険料は毎月納めると17万9760円(1万4980円/月)ですが、1年前納を行うと17万6570円で3190円の割引となります。

お得で納め忘れも防げるこの制度を、ぜひご利用ください。

なお、前納用の納付書は4月中に日本年金機構から郵送される毎月の納付書に同封されていますので、5月1日(火)の納付期限までに、金融機関またはコンビニエンスストアにて納めてください。

また、4月に国民年金の加入届出をされた方が前納を希望される場合は、届出された窓口へお申し出ください。

▼豊橋年金事務所 国民年金課

☎(0532)33局4118

FAX(0532)33局3411

▼保険年金課

☎23局2149 FAX23局0180